

左京区転入手続者向け情報発信及び交流促進事業等企画運営業務 仕様書

業 務 名 左京区転入手続者向け情報発信及び交流促進事業等企画運営業務

発 注 者 京都市左京区役所

数 量 一式

委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

目 的 左京区には、年間約 10,000 人の方が転入される。転入者は、見慣れない土地での新しい生活に期待を抱く一方で、知り合いがいないことによる孤立感や不安を感じやすい状況にある。令和6年度の内閣府による「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した孤独感が比較的高い人の中で、「現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事」として、8.8%の方が「転居」を、14.7%の方が「転校・転職・離職・退職」を挙げている。このことから、転居後に、地域での居場所をいち早く見つけ、又は、地域とのつながりを持つことで、孤立感が軽減されることが期待される。

毎年3月は、多数の転入者(令和6年度は1箇月で約 2,000 人)が、転入手続きのために、左京区役所に来られる。その手続きの待ち時間を利用し、歓迎の意を伝えるとともに、左京区の魅力や地域情報を発信するブース出展やパネル展示、転入者同士や地域住民との交流を促す仕掛けを企画・実施することで、転入者が、いち早く、地域での居場所や地域とつながるきっかけを見つけ、新たな生活を円滑にスタートできるよう支援する。

そ の 他 当該業務の履行については、下記の仕様によるものとする。

記

1 事業の概要

目的を達成するため、令和8年3月に、左京区役所1階区民交流ロビーにおいて、主に来庁される転入者を対象とし、手続きの待ち時間を利用しながら、左京区の魅力や地域情報の紹介、交流を促す事業等を実施する。また、事業の企画運営に当たっては、「左京地域コミュニティ Hub」の協働パートナーである「左京カタリスト」との連携も視野に入れること。

※左京地域コミュニティ Hub 及び左京カタリストについては以下ホームページを参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/page/0000340378.html>

(1) 実施場所

左京区役所 1 階区民交流ロビー【別紙のとおり】

(2) 実施期間（予定）

令和8年3月2日(月)から3月27日(金)までのうち、左京区が指定する複数日程

(詳細は、提案内容を踏まえて、別途協議)

2 業務内容

(1) イベントの企画・立案

ア 左京区の魅力(文化、歴史、自然、地域活動など)や地域情報を効果的に伝える企画案を策定すること。

イ ブース設置、パネル展示、ゲーム(ボードゲームなど、テーブルなどで、短時間で遊びながら交流ができる仕掛け)など、多様な手法を検討し、具体的に提案すること。

なお、パネル展示は、協議の上、実施期間を定め、期間中は常設とし、ブース設置又はゲーム等の交流の仕掛けについては、期間中、週1・2回程度の複数回の実施を想定している。

ウ 待ち時間中の来庁者が参加しやすく、興味を持ってもらえるような仕掛けを考案すること。

エ 左京地域コミュニティHubと連携し、転入者が知りたい情報(地域の居場所となる場所、地域活動の情報など)を収集するとともに、提供する方法を検討すること。なお、掲示物又は配布物の制作は、原則、受託者の負担とし、内容については、左京区役所と協議のうえ決定すること。

(2) 左京カタリストとの協働

ア 企画段階から左京カタリストと積極的に連携し、意見交換を行うよう努めること。

イ 事業当日における左京カタリストの役割(案内、説明、交流促進、運営補助など)を具体的に設定し、活躍できる場を創出するよう努めること。

ウ 左京カタリストが持つ知見や人脈、情報、技能を活かし、企画内容の充実を図るよう努めること。

(3) 会場設営・撤去

ア 左京区役所から、机・イス、モバイル屋台の貸与は可能。パネルは受託者で準備をすること。

イ 左京区役所 1 階ロビーのスペースを有効活用し、来庁者の安全に配慮し、設備等を配置すること。

ウ 混雑時に、待合や通行に支障が生じる場合には、設備の移動など、柔軟に対応できる仕様とすること。常設ではなく、可動式設備が望ましい。

エ 事業開始・終了のタイミングに合わせて、設備の設置及び撤去を速やかに行うこと。

オ 設営・撤去作業における安全管理を徹底すること。

(4) 運営

ア 企画に基づき、事業を円滑に運営すること。

イ 来庁者に対する案内、説明、誘導、問合せ対応などについて、丁寧な接遇を行うこと。

ウ 混雑状況に応じた適切な対応や、緊急時の連絡体制を確立すること。

エ 企画に必要な物品や、企画の運営スタッフは、原則、受託者で確保すること。

オ 実施に当たり、参加者数、参加者の反応など、事業効果を測ること。

(5) 広報

ア 事業の告知に必要な広報物(ポスター、チラシ等)の作成

イ 関係機関での掲示や、広報協力依頼

ウ 必要に応じて、区役所ホームページや SNS 等での情報発信の提案

(6) 実施報告

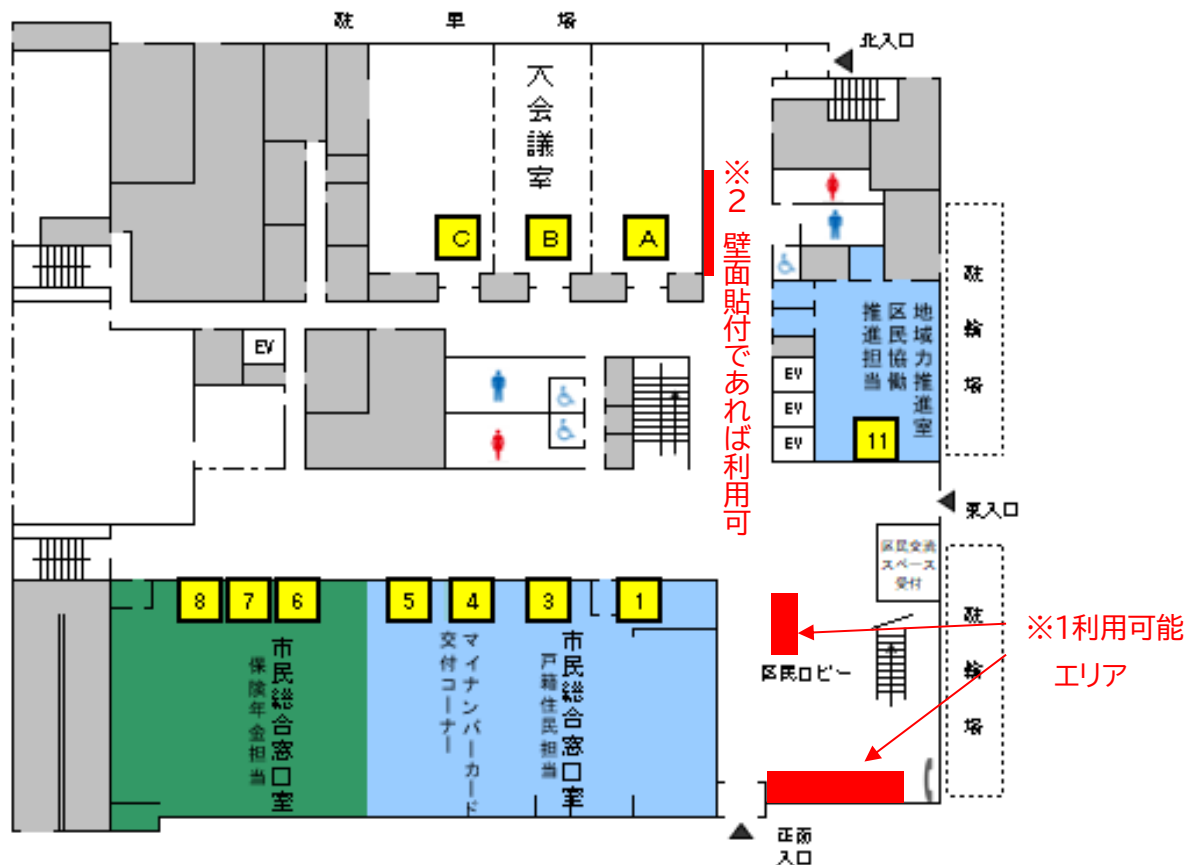
ア 事業実施後、令和8年3月31日までに実績報告書を提出すること。

イ 報告書には、実施内容、参加者数、参加者の反応、左京カタリストの活動内容、課題点、今後の改善提案などを盛り込むこと。

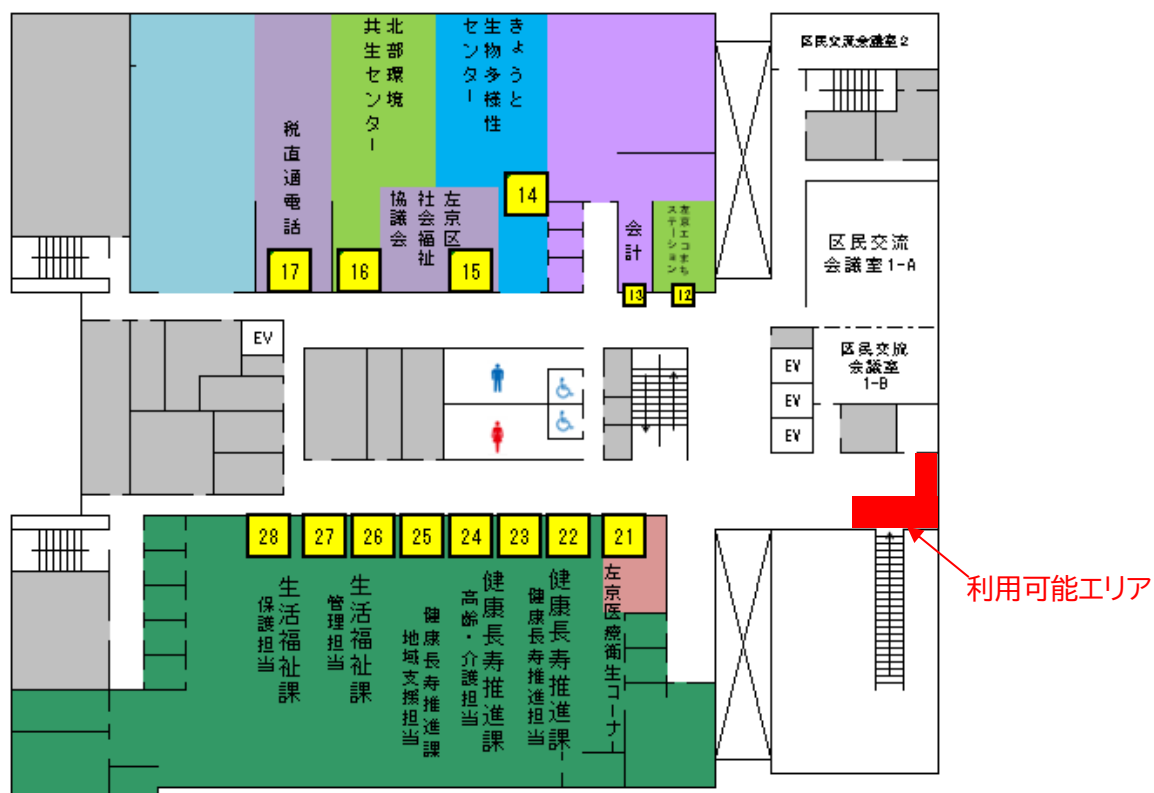
ウ 写真やアンケート結果などの資料も併せて提出すること。

左京区役所1階区民交流ロビー 利用可能なエリア

■1階



■2階



※1 「利用可能エリア」については、日程によっては、区民に貸し出す場合があるため、日程によって、設営場所を移動するなどの対応が必要となる。

※2 壁面の現状復帰が必要。掲示物の管理を実施すること。